

議長／皆さんおはようございます。

休会前に引き続き、本日の会議を開きます。

市長から提出されました諮問第1号及び諮問第2号並びに議員から提出されました決議第1号の3件を追加上程いたします。

それでは、総務文教、産業経済、福祉、建設の各常任委員会へ付託しておりました議案等の審査終了の報告が、各委員長から提出されております。

日程にしたがいまして、順次、各委員長の報告を求めていきたいと思っております。

日程第1 第61号議案 武雄市個人情報保護条例の一部を改正する条例より日程第6 武雄市過疎地域自立促進計画の変更についてまでを一括議題といたします。

以上の6議案は、総務文教常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びにその結果について、順次、総務文教常任委員長の報告を求めます。

まず、第61号議案に対する報告を求めます。

上田総務文教常任委員長

上田総務文教常任委員長／おはようございます。

本委員会に付託されました、第61号議案 武雄市個人情報保護条例の一部を改正する条例についての、審査内容と結果についてご報告いたします。

この条例は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、改正を行うというものです。

マイナンバーが認証された個人情報が、法令に定められた範囲を超えて利用させないように、または漏えいしないように、その管理の適正を確保するための規定を追加してあります。

マイナンバーが導入されると、いろいろな行政手続きの簡素化が望め、また税と社会福祉の迅速な対応に大きな効果が期待できるということですが、同時に情報の漏えいと目的外使用の懸念がないわけではないので、これらを厳しく監視するような規定が網羅されているということでした。

委員からは新庁舎やワンストップ行政に向けて、マイナンバー制度が活用できるような形でシステム開発もお願いしたいと意見が出ております。

慎重審査の結果、本案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

次に、第 62 号議案に対する報告を求めます。

上田総務文教常任委員長

上田総務文教常任委員長／第 62 号議案 武雄市職員の再任用に関する条例及び武雄市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について、審査の結果をご報告いたします。本年 10 月から、公務員の共済年金が厚生年金に一元化されることによる条例の改正で、条文の中にある「地方公務員共済組合法」とあるのを「厚生年金保険法」に改めるということです。

審査の結果、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

次に、第 63 号議案に対する報告を求めます。

上田総務文教常任委員長

上田総務文教常任委員長／第 63 号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例について、審査の結果をご報告いたします。

この条例は、地方税法の一部改正に伴い、武雄市税条例の一部を改正するもので、番号法の施行に伴い、申告や減免申請などの手続きの際に「個人番号及び法人番号」を申請書に記載する規定を整備されております。

また、たばこ税の税率の特例が廃止になり、3 級品の価格が上がるということですが、激変緩和のため 4 年間かけて税率引き上げをするということでした。

平成 28 年度の試算では、約 200 万円のたばこ税の増収が見込まれるということです。

審査の結果、委員会では全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

次に、第 66 号議案に対する報告を求めます。

上田総務文教常任委員長

上田総務文教常任委員長／第 66 号議案 武雄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、審査の結果をご報告いたします。

この条例は、厚生労働省令の一部改正に伴い、小規模保育事業所及び事業所内保育事業の職員の配置基準を見直すもので、数の算定にあたり保健師または看護師に加え、準看護師も 1 人に限り保育士と見なすことを可能とするものと、説明を受けております。

審査の結果、委員会では全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

次に、第 68 号議案に対する報告を求めます。

上田総務文教常任委員長

上田総務文教常任委員長／第 68 号議案 武雄市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例について、審査の結果をご報告いたします。

この条例は、空き家等対策の推進に関する特別措置法の施行に伴い、武雄市における空き家対策の推進を図るために改正されるものです。

空き家等の対策は、所有者が自らの責任によりの確に対応することが前提ですが、この改正により空き家等の状況で、周辺的生活環境に悪影響を及ぼす空き家等に対しては、市が最小限度の支援措置を講ずることができると説明を受けております。

現在、35 軒の危険な空き家があると報告がありましたが、委員からは空き家の軒数の把握については、しっかりとしたプロセスをつくり上げるように要望が上がっております。

審査の結果、委員会では全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。
質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。
次に、第 69 号議案に対する報告を求めます。
上田総務文教常任委員長

上田総務文教常任委員長／第 69 号議案 武雄市過疎地域自立促進計画の変更について、審査の結果をご報告いたします。
今回の変更は、過疎地域内の北方町において、保育所の大規模改修工事が計画されており、過疎地域自立促進計画を変更することで、国庫補助金のかさ上げ等が可能になることから、事業計画の表中に保育所を追加するものと説明を受けております。
審査の結果、委員会では全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。
質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。
これより討論、採決を行います。
討論及び採決については議案ごとにそれぞれ行います。
まず、第 61 号議案に対する討論を求めます。
討論ございませんか。
23 番 江原議員

江原議員／第 61 号議案、武雄市個人情報保護法の一部を改正する条例に反対討論を申し上げます。

この条例改正は、さきの国会で可決施行されている、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる、マイナンバー制度導入に伴う、条例の変更であります。

さきの国会で、日本共産党はマイナンバー制度導入については、国家が赤ちゃんからお年寄りまで国民の税や資産、社会保障利用状況など、細部にわたり丸裸にするもので、プライバシーの侵害や、セキュリティへの問題、さらに多額の国費 3000 億円を費やすなど、問題が多く、中止をするよう求めています。

しかし、この 10 月から簡易書留で、全ての国民、市民に、通知カードが各世帯、各家庭に送られるようです。

さらに、預金、口座番号など個人情報そうした中で、預金、口座番号など、個人情報を聞き出そうとする不審な電話や訪問があったと報じられています。

まさに情報の漏洩や不正、なりすましなどセキュリティへの国民、市民の不安はぬぐい去れません。

本市の住民基本ネットの利用は 1251 件、赤ちゃんからお年寄りまでの市民、なんと 2.5% の利用であります。

これがマイナンバー制導入への市民のセキュリティ対策への不安の一端ではないでしょうか。先日、9 月 3 日、国会ではさらなる、このマイナンバー制度がまだ始まっていないのに、修正された、加味されたのは、預金口座や特定健診結果など、マイナンバーに盛り込むとする追加が国会で可決をされています。

私は、さきの 16 日、総務文教常任委員会で、総括質疑でも伺いましたが、国はマイナンバー制の法律施行で、政府が今後新たに追加する項目など、その他政令、また省令でできると法律がなっているようであります。

この点から見ましても、これからさらにコンビニなどでの利用拡大で、たくさんの情報が住基ネットカードとは、桁違いの情報が拡大されていくことへの国民、市民の不安、セキュリティへの不安は増すばかりであります。

それも、日本年金機構の情報漏洩に見られることから、ひとたび情報が流出すれば人の人生を狂わせる大変な事態が予想されております。

よって、国へ中止を求めることこそ市の対応だということを申し上げ、反対の討論に変えるものであります。

議長／4 番 山口等議員

山口等議員／おはようございます。

第 61 号議案 武雄市個人情報保護条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論を

言わせていただきます。

先ほどマイナンバー制度、そのものに反対というような旨を言われましたが、この制度は国が定めた制度であり、すでに来月 10 月から通知カードにより番号が国民一人ひとりに付加されることになっており、全国の公共団体等が法令に基づいて準備を進めているところでございます。

また法律で市町村が個人番号を指定して、通知カードにより通知しなければならないことになっており、その取り扱い用法等についても厳格な法の定めがあるわけでございます。

このナンバー制度が導入されると、年金、福祉関係の書類が減り、印鑑証明、税等社会福祉(?)の迅速な対応ができ、行政事務が効率化され、市民のニーズがこれまで以上に対応できるようになり、国の行政機関や地方公共団体などにおいて、社会保障、税、災害対策の分野で幅広く利用されることであります。

冒頭でも言いましたが、もう国が進めている制度です。これからの時代を考えると、ぜひ必要な制度と考えます。

以上の理由をもって賛成討論とします。

議員各位のご賛同、よろしく願いいたします。

議長／討論をとどめます。

これより第 61 号議案を採決いたします。

本案は、起立により採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

> 起立多数

起立多数であります。

よって、第 61 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 62 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> なし

討論をとどめます。

これより第 62 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

>異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、第 62 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 63 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>なし

討論をとどめます。

これより第 63 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

>異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、第 63 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 66 号議案に対する討論を求めます。

討論をとどめます。

これより第 66 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

>異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、第 66 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 68 号議案に対する討論を求めます。

>なし

討論をとどめます。

これより第 68 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

>異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、第 68 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 69 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>なし

討論をとどめます。

これより第 69 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

>異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、第 69 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 7 第 73 号議案 平成 27 年度武雄市競輪事業特別会計補正予算(第 3 回)より日程第 10 第 79 号議案 武雄市新工業団地整備事業特別会計補正予算(第 1 回)を議題といたします。

以上の 4 議案は、産業経済常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、産業経済常任委員長の報告を求めます。

第 73 号議案に対する報告を求めます。

末藤産業経済常任委員長

末藤産業経済常任委員長／おはようございます。

本委員会に付託されました、第 73 号議案 平成 27 年度武雄市競輪事業特別会計補正予算(第 3 回)についての、審査の経過と結果を申し上げます。

歳入では、1 款 1 項 2 目の車券発売金で、開設記念の車券売上実績額が 4856 万 8000 円の減額、通常開催分が 5 億 9492 万 1000 円の増額であり、この増額の主な要因は、F 1 である佐々木昭彦杯と井上茂徳杯に場外発売所が多くついてもらったことによる増額であり、またミッドナイト小倉競輪場借上げての開催しました 2 億 9164 万 7000 円の増額は、車券売上額の実績が 1 日当たり 1 億円となり、当初見込みより 2000 万円増加したことによるもので、合わせまして 8 億 3800 万円を増額補正してあるとの説明を受けました。

歳出では、歳入の車券発売金の増額に伴う増額補正を行うものであり、特に的中車券払戻金が大きく、総額 7 億 8024 万 2000 円の競輪開催費の増額補正を計上してあるとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

次に、第 74 号議案に対する報告を求めます。

末藤産業経済常任委員長

末藤産業経済常任委員長／本委員会に付託されました、第 74 号議案 平成 27 年度武雄市給湯事業特別会計補正予算(第 1 回)についての、審査の経過と結果を申し上げます。

昨年度実施した、給湯管布設替えに伴う舗装復旧工事費の補正で、資材単価の高騰による事業費の増加を極力抑えるため、舗装工事の工法等の見直しをし、全面オーバーレイ工法で積算した額及び資材価格の増加分を反映した、市道保養センター線他舗装復旧工事 1022 万 9000 円を計上し、その財源としては、給湯事業基金を取り崩した 1000 万円と前年度繰越金 53 万 2000 円の一部を充ててあるとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。
質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。
次に、第 77 号議案に対する報告を求めます。
末藤産業経済常任委員長

末藤産業経済常任委員長／本委員会に付託されました、第 77 号議案 財産の処分についての、
審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、武雄北方インター工業団地の用地を日本ハードメタル株式会社に売却するもので、
処分する財産の合計面積は 2 万 4064 平方メートル、処分の価格は 3 億 1373 万 6900 円であり
ます。

これにより、平成 23 年 10 月から分譲を開始しておりました、武雄北方インター工業団地は
完売したとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。
質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。
次に、第 79 号議案に対する報告を求めます。
末藤産業経済常任委員長

末藤産業経済常任委員長／本委員会に付託されました、第 79 号議案 平成 27 年度武雄市新
工業団地整備事業特別会計補正予算(第 1 回)について、審査の経過と結果を申し上げます。
歳入として 4 款 1 項 1 目で、先の第 77 号議案でご報告いたしました、財産の処分に伴う日本

ハードメタル株式会社から土地売払収入 3 億 1373 万 7000 円を計上してあり、歳出として 2 款 1 項 2 目で土地の売払収入をもって、起債の残額 2 億 7962 万 5000 円を繰上償還し残りは県と市で折半して、それぞれを県に返還と一般会計に繰り出すものとの説明を受けました。審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。
質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。
これより討論、採決を行います。
討論及び採決については議案ごとにそれぞれ行います。
まず、第 73 号議案に対する討論を求めます。
討論ございませんか。

>なし

討論をとどめます。
これより第 73 号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。
本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

>異議なし

ご異議なしと認めます。
よって、第 73 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。
次に、第 74 号議案に対する討論を求めます。
討論ございませんか。

>なし

討論をとどめます。

これより第 74 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

> 異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、第 74 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 77 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> なし

討論をとどめます。

これより第 77 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

> 異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、第 77 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 79 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> なし

討論をとどめます。

これより第 79 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

>異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、第 79 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 11 第 64 号議案 武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例及び日程第 12 第 65 号議案 武雄市手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

以上の 2 議案は、福祉常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、福祉常任委員長の報告を求めます。

まず第 64 号議案に対する報告を求めます。

山口裕子福祉常任委員長

山口裕子福祉常任委員長／おはようございます。

本委員会に付託されました第 64 号議案 武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、平成 25 年 9 月に議決された国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方税法の改正に伴い、算出基礎となる総所得の範囲、施行日などについて、所要の条例整備を行うものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

次に、第 65 号議案に対する報告を求めます。

山口裕子福祉常任委員長

山口裕子福祉常任委員長／第 65 号議案 武雄市手数料条例の一部を改正する条例について、

審査の経過と結果を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行により、いわゆるマイナンバー制度が、10月5日から始まります。

これに伴い、当該法律の規定による通知カード及び個人番号カードが交付されることとなります。

初回交付については国の負担とされておりますが、再交付に係る費用については個人負担となるため、本条例の一部を改正し、対応するという説明を受けました。

委員会からは、情報漏れ、紛失等により悪用される危険性も高いという見解から、老人会や区長会での説明など、できる限りの配慮をするよう意見があがりました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第64号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>賛成

討論をとどめます。

これより第64号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

>異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、第 64 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 65 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>賛成

討論をとどめます。

これより第 65 議案を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

>なし

ご異議なしと認めます。

よって、第 65 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 13 第 67 号議案 武雄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例より日程第 15 第 72 号議案 平成 27 年度武雄市下水道事業特別会計補正予算(第 1 回)についてまでを一括議題といたします。

以上の 3 議案は、建設常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、建設常任委員長の報告を求めます。

まず、第 67 号議案に対する報告を求めます。

石橋建設常任委員長

石橋建設常任委員長／おはようございます。

本定例議会に、委員会に付託されました、第 67 号議案 武雄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてご報告申し上げます。

新しく建設している佐賀県西部広域環境組合ごみ処理施設、さが西部クリーンセンターが平成 28 年に稼働します。

それに伴い、現在定めている一般廃棄物の臨時収集という制度にかかる収集運搬手数料が廃止するための条例改正です。

臨時収集とは、もともと合併前の武雄市のみにあった制度で、クリーンセンターへゴミを直接持ち込みできず、また 90 センチ以上の粗大ごみを収集に出せないため、粗大ゴミや、引っ越しの際の大量のゴミを、許可業者が重量に関係なく、2 トントラック 1 台につき 4320 円、2 分の 1 台については 2160 円の定額の手数料で運搬する制度です。

今回さが西部クリーンセンターでは、処理方法変わりました、個人のゴミの直接持ち込みが

できるようになりました。

また、手数料はゴミの重量によって変わることになり、個人搬入の場合は10キロ80円、事業者は10キロ120円を支払うこととなります。

運搬手数料は、ゴミの重量によって変動するため、定額の運搬料金を定めることができないので、廃止をお願いするものと説明を受けました。

なお、西部クリーンセンターは9月1日より試験運転をしており、委員会で現地視察を行いました。

本件につきましては審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

次に、第70号議案に対する報告を求めます。

石橋建設常任委員長

石橋建設常任委員長／本委員会に付託されました、第70号議案 平成26年度武雄市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、ご報告いたします。

地方公営企業法の一部改正により、毎事業ごとの生じた利益について、議会の議決を得て処分することになっており、市としては現在約26億円の企業債残高があるため、26年度に発生した4353万6319円の利益については、全額を減債積立金に積み立て、翌年度以降の企業債償還に充てたいので、議会の議決を求めるとの説明を受けました。

本件につきましては審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

次に、第 72 号議案に対する報告を求めます。

石橋建設常任委員長

石橋建設常任委員長／本委員会に付託されました、第 72 号議案 平成 27 年度武雄市下水道事業特別会計補正予算(第 1 回)について、ご報告いたします。

今回の補正の主なものとして、農業集落排水事業費の工事請負費について、山内町にある立野川内処理場、三間坂処理場の 2 地区において、機器装置の一部を省エネ型の機器装置に交換する工事です。

省エネの効果として、1 処理場当たり年間 90 万円の電力費の削減を見込んでおり、工事に係る費用については、全額国庫補助金であるとの説明を受けました。

本件につきましては審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 67 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>賛成

討論をとどめます。

これより第 67 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

>異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、第 67 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 70 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>賛成

討論をとどめます。

これより第 70 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

>異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、第 70 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 72 号議案に対する討論を求めます。

>賛成

討論をとどめます。

これより第 72 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

>異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、第 72 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 16 第 71 号議案 平成 27 年度武雄市一般会計補正予算(第 2 回)及び日程第 17 第 78 号議案 平成 27 年度武雄市一般会計補正予算(第 3 回)を一括議題といたします。

以上の 2 議案は、各所管の常任委員会に分割付託をいたしておりましたので、最初に、総務

文教常任委員長に報告を求めます。

第 71 号議案に対する報告を求めます。

上田総務文教常任委員長

上田総務文教常任委員長／本委員会に付託されました、第 71 号議案 平成 27 年度武雄市一般会計補正予算(第 2 回)について、主な審査内容と結果をご報告いたします。

2 款 2 項 2 目の地域振興費では、地方創生先行型交付金による事業で、定住促進につながる移住希望者への PR として、移住相談会等に要する経費 26 万 8000 円が計上されております。

3 款 3 項 1 目児童福祉総務費では、大崎保育園の改築にあたり、過疎地域自立促進特別措置法の適用で、保育所等整備補助金 804 万 4000 円の増額を計上されております。

9 款消防費では、杵藤地区統合施設整備事業に係る費用のうち、受託工事の造成工事に係る 1 億 5000 万円が計上されております。

工事内容は、造成面積 4400 平方メートル、盛り土、地盤改良、水路付け替えの工事ということとであります。

10 款教育費の学校教育総務費には、平成 28 年度から新たに官民一体学校、武雄花まる学園の取り組みをする学校の教材として 96 万 5000 円、また今年度 10 月からスマイル学習の国語も計画されており、小学校学習用コンテンツ管理システム使用料として 35 万 6000 円が計上されております。

繰入金の財政調整基金繰入金については、前年度の繰越金を活用いたしまして、3 億 2000 万の基金取り崩し額の減額がされております。

慎重審査の結果、本案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

>なし

質疑をとどめます。

次に、第 78 号議案に対する報告を求めます。

上田総務文教常任委員長

上田総務文教常任委員長／本委員会に分割付託されました、第 78 号議案 平成 27 年度武雄市一般会計補正予算(第 3 回)について、主な審査内容と結果を報告いたします。

2 款 2 項 2 目の地域振興費、佐賀県段階チャレンジ補助金 288 万 7000 円を計上してあります。

これは、地域により活性化を図るために、住民自ら考え、実行する際に必要な経費に助成を行うものですが、第1次、第2次の募集分については、6月議会で議決されております。

その後、県より第3次の追加募集が行われ、地域から出された事業3件についての追加補正との説明を受けております。

審査の結果、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。

まず、第71号議案に対する報告を求めます。

末藤産業経済常任委員長

末藤産業経済常任委員長／本委員会に分割付託されました、第71号議案 平成27年度武雄市一般会計補正予算(第2回)について、審査の経過と結果を申し上げます。

歳出の主なものとして、2款2項2目13節まちなみ創造事業委託料623万2000円の補正は、駅北部市街地の空き店舗を活用し、賑わい創出のための新たな拠点づくりを行うとともに、その取り組みを広く周知し、創業や定住促進につなげる目的の事業をお住もう課と共同で行い、移住相談会など開催しながら事業効果を図るためのものと説明を受けました。

委員からは、空き店舗活用とは、具体的にどのような事業内容になるのかとの質疑があり、執行部からの説明として、今後の武雄市へ人が流れ込むための調査、拠点づくりのモデル事業であり、現在想定している具体案として、人の流れをつくりだすためのイベント、空き店舗の改築・改装の紹介、提案、創業及び移住の誘致等の事業を予定しているとのことであり、

また、7款1項4目15節の保養村公衆便所改築工事、1804万3000円は武雄温泉大駅伝の開催や県立宇宙科学館のリニューアルなど保養村の来訪者が増えてきており、保養村もよおし広場も、家族連れや観光客の利用者が増加している状況の中で、現在の公衆便所が約20年を経過し老朽化が目立つため、今回の補正で、みんなのトイレの設置を含むベビーチェア等も備えた公衆便所に改築し、利用者のさらなる利便性を向上させるものと説明を受けました。慎重審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきもの決しました。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

次に、第 78 号議案に対する報告を求めます。

末藤産業経済常任委員長

末藤産業経済常任委員長／本委員会に分割付託されました、第 78 号議案 平成 27 年度武雄市一般会計補正予算(第 3 回)について、審査の経過と結果を申し上げます。

18 款 1 項 3 目新工業団地整備事業特別会計繰入金として、新工業団地整備事業特別会計からの繰出金 1705 万 6000 円を計上してあるとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

次に、福祉常任委員長の報告を求めます。

第 71 号議案に対する報告を求めます。

山口裕子福祉常任委員長

山口裕子福祉常任委員長／本委員会に分割付託されました、第 71 号議案 平成 27 年度武雄市一般会計補正予算(第 2 回)について、審査の経過と結果を申し上げます。

新規の事業として、マイナンバー制度の開始に伴う通知カード、個人番号カード交付に要する経費、健康寿命延伸に取り組むための経費、その他、前年実績による臨時福祉給付金、子育て世帯臨時福祉給付金に係る返還金等が計上され、内容について、質疑、答弁が交わされたところです。

中でも、地域共生ステーション推進事業費補助金に関して、事業内容や施設建設の計画について、地元との協議などに問題があるという強い意見が出たところです。

審査の結果、本議案について、本委員会としての意見をとりまとめ、附帯意見をつけることとし、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、附帯意見を申し述べます。

議員の皆さん方には、審査報告書に添付しております。

第 71 号議案に対する附帯意見。

第 71 号議案 武雄市一般会計補正予算(第 2 回)における歳入 15 款 2 項 2 目 2 節に計上の地域共生ステーション推進事業費補助金、歳出 3 款 2 項 1 目 19 節に計上の地域共生ステーション推進事業費補助金については、申請から一定期間、地元や関係者等への説明が滞っている事実が判明し、当該予算の審議に至っております。

さまざまな団体と協働しながら、福祉の拠点としてサービスを提供すべき本事業の趣旨から、本来は地元の理解を得た上で事業を始めるべきであると考えますので、当該事業及び施設建設の計画に関し、早急に地元との協議を行い、同意を得るよう事業者に働きかけることと、あわせて、今後についても、申請の時点で、こうした指導、助言を徹底することを強く申し入れいたします。

以上、報告といたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

まず、第 71 号議案に対する報告を求めます。

石橋建設常任委員長

石橋建設常任委員長／本委員会に分割付託されました、第 71 号議案 平成 27 年度武雄市一般会計補正予算(第 2 回)について、ご報告いたします。

今回の補正の主なものとして、環境衛生費において、今回県の不法投棄防止対策等支援事業補助金を活用して、市内における廃棄物の不法投棄及び不適切な処理の防止に取り組む事業です。

各町におられる佐賀県廃棄物監視員と市道の管理者及び武雄警察安全課で構成している「不法投棄防止対策協議会」と、区長会の連携で、撤去箇所の選定及び撤去作業をしていくことになり、市内 14 カ所を予定しています。

監視カメラについては可動式2機1カ所の分を借り上げ、設置場所については10月にパトロールを行い、協議会で決定する予定です。

また道路維持費では、舗装老朽化が激しい路線は多く、通行時の安全確保や修繕工事を計画的に進めるためにも、今回増額をお願いするものと説明を受けました。

本件につきましては審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

次に、第78号議案に対する報告を求めます。

石橋建設常任委員長

石橋建設常任委員長／本委員会に分割付託されました、第78号議案 平成27年度武雄市一般会計補正予算(第3回)について、ご報告いたします。

今回の補正の主なものは、災害復旧費として、8月12日から13日の豪雨に伴う農地・農業用施設災害復旧と農林地崩壊防止事業で、農地10カ所、田7、畑3カ所と農業用施設23カ所、農道11、水路7、ため池5、農林地崩壊4カ所の復旧工事及び土木施設災害復旧工事として、単独小災害6カ所、河川2、市道4の工事請負費をお願いするものとの説明を受けました。

本件につきましては審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

ここで、第71号議案及び第78号議案の各所管の委員長報告に対する質疑を改めてとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 71 号議案に対する討論を求めます。

23 番 江原議員

江原議員／第 71 号議案、平成 27 年度一般会計補正予算(第 2 回)に反対の討論を申し上げます。

今回の補正は、総額 6 億 4946 万 6000 円であります。

大きいのは前年度繰越金 7 億 5020 万 6000 円で計上されております。

それは前年度繰越金は基金や退職金に積み立てられています。

反対する理由はそのほかの一つに、さきの条例改正で討論いたしましたマイナンバー制の導入にかかわる、個人番号カード、通知カード再交付手数料に 6 万 5000 円の補正が計上されております。

マイナンバー制が見切り発車であり、中止を求める点から計上に反対であります。

2 つ目に官民一体学校で花まる学習会の教材として 96 万 5000 円の計上、さらに 35 万 6000 円、学習用動画コンテンツ使用料に支出に反対であります。

これまで花まる学習会の導入は前市長の独断専行で、政治が教育に介入するやり方で進められているからであります。

現場に押しつけられこの間進められているそのスローガン、飯が食える大人を目指すというものですが、地域の人たちは大変苦勞されている状況であります。

昨年からスマイル授業、反転授業化に 3 人の職員が配置されています。

年間費用は大きいものであります。

新しい武雄の教育というなら、私は児童生徒にいきとどいた教育を進めるため、少人数学級、1 クラスの定数を今の 40 人から 35 人、さらに 30 人の定数にした取組こそ、武雄市が先頭になって進めるべきことを申し上げます。

以上、反対の理由を申し上げ、討論にかえるものであります。

議長／ただいまの討論の中で前市長の独断専行という言葉が使われましたが、予算執行については全部議会の議決を得て執行されております。

そこら辺の発言には注意をお願いしたいと思います。

ちょっと待ってください。

独断専行の部分は取り消しを求めます。

ちょっともう 1 回いってくださいよ。

今の何ですか、ちょっと、もう 1 回。

今言われたこともう1回。

こっちも議長の職権の中で対応させていただいておりますよ。

皆さんが、議員さんたちがお互いがしやすい対応で。

横暴という言葉は、これ懲罰にあたいますよ、こういうことは。

議事を進めたいと思います。

討論ございませんか。

4番 山口等議員

山口等議員／第71号議案 平成27年度武雄市一般会計補正予算(第2回)について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほど述べられました、学校教育費は、来年度進める官民一体型の教材、キューブキューブ、また四文字熟語、たんぼぼ等の印刷製本代でございます。

その96万5000円でございます。

この予算は来年度、28年度に官民一体教育を新たな学校でしされる予定になっておりますが、この教材を事前に購入し、この教育をスムーズに行わせるためのものであります。

教職員に受けた研修、また児童に対するデモ授業なども必要であり、その準備事業にしても必要な経費であります。

来年度になっていきなり使用するとなれば、教職員並びに児童も戸惑うことがあるのではないのでしょうか。

これからの武雄小に合う子どもたちにとってとてもプラスになることだと考えます。

以上の理由をもちまして賛成討論といたします。

議員各位のご賛同、よろしく申し上げます。

議長／討論をとどめます。

これより第71号議案を採決いたします。

本案は、起立により採決を行います。

本案に対する各所管の委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は各所管の委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

>起立多数

起立多数であります。

よって第71号議案は各所管の委員長報告のとおり可決されました。

次に第 78 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>賛成

討論をとどめます。

これより第 78 号議案を採決いたします。

本案に対する各所管の委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は各所管の委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

>異議なし

ご異議なしと認めます。

よって第 78 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 18 諮問第 1 号 人権擁護員候補者の推薦について及び日程 19 諮問第 2 号 人権擁護員候補者の推薦についてを一括議題といたします。

提出者からその説明を求めます。

小松市長

市長／おはようございます。

諮問第 1 号及び諮問代 2 号、人権擁護委員候補者の推薦について、一括してご説明申し上げます。

諮問第 1 号につきましては、現委員の禿井隆信(かむろいたかのぶ)氏の任期が本年 12 月 31 日をもって満了いたしますが、引き続き禿井さんを推薦いたしたく、また諮問代 2 号につきましては、現委員のスギオカリユウドウ氏の任期が同日をもって満了し退任されることとなり、後任として長森智明(ながもりちみょう)氏を新たに人権擁護委員候補者として推薦いたしたく人権擁護委員法第 6 条、第 3 項の規程に基づき議会のご意見を求めるものでございます。

禿井さん、長森さんの経歴につきましては、それぞれ添付いたしております資料のとおりです。

どうかよろしく願いいたします。

議長／諮問第 1 号について質疑を開始いたします。

質疑ございませんか・

質疑をとどめます。

次に諮問第2号について質疑を開始します。

質疑ございませんか。

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

> 異議なし

ご異議なしと認めます。

よって諮問第1号及び諮問第2号は所管の常任委員会付託を省略いたします。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとにそれぞれ行います。

まず、諮問第1号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 賛成

討論をとどめます。

お諮りします。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、何ら異議なき旨を市長に答申したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

> 異議なし

ご異議なしと認めます。

よって諮問第1号、すなわち禿井隆信(かむろいたかのぶ)氏の人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨を答申することに決しました。

次に、諮問第2号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>賛成

討論をとどめます。

お諮りします。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、何ら異議なき旨を市長に答申したいと思
います。

これにご異議ございませんか。

>異議なし

ご異議なしと認めます。

よって諮問第2号、すなわち長森智明(ながもりちみょう)氏の人権擁護委員候補者の推薦に
ついては、何ら異議なき旨を答申することに決しました。

日程第20 決議第1号 武雄市図書館・歴史資料館の改修に伴う業務委託等に関する調査特
別委員会の設置を求める決議を議題といたしたいと思ます。

提出者からの趣旨説明を求めます。

23番 江原議員

江原議員／決議第1号 武雄市図書館・歴史資料館の改修に伴う業務委託等に関する調査特
別委員会の設置を求める決議案、以下読み上げます。

地方自治法第100条の規定により次のとおり、武雄市図書館・歴史資料館の改修に伴う業務
委託等に関する調査を行うものとする。

1つ、調査事項。

武雄市図書館・歴史資料館の改修に伴う業務委託長の調査に関する事項。

2つ、特別委員会の設置。

本調査は武雄市議会委員会条例第6条の規定により、委員10人からなる武雄市図書館・歴史
資料館の改修に伴う業務委託等に関する調査特別委員会を設置して、これに委託するもの
とする。

3、調査権限。

本議会は1に掲げる事項の調査を行うため、地方知事法第100条第1項及び同法第98条第1
項の権限を武雄市図書館・歴史資料館の改修に伴う業務委託等に関する調査特別委員会に委
任する。

4、調査権限。

武雄市図書館・歴史資料館の改修に伴う業務委託等に関する調査特別委員会は、1に掲げる

調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

5、調査経費。

本調査に要する経費は本年度においては10万円以内とする。

平成27年9月16日、武雄市議会、杉原豊喜様。

提出者、武雄市議会議員江原一雄。

賛成者武雄市議会委員、谷口攝久。

2人で決議案を提案をいたしました。

決議案に基づいて、提案理由を申し上げます。

1つはさきの定例会一般質問において、この業務委託等に関して質問をいたしました。

しかし当局から一切答えず、住民訴訟中であり、係争中であり、答弁は差し引かせていただきますと、説明責任を強く拒否をされました。

このことに鑑みれば調査特別委員会を設置する以外にありません。

第2にこの件に関して、関係者がそれぞれコメントをホームページ等で表明されています。

CCC、教育長、小松市長、前市長の4氏です。

これをみてどこに責任があるのか不自然であります。

この点について解明すべきであります。

3つ目に、名称に武雄市図書館・歴史資料館の改修に伴う業務等と記しています。

平成24年9月議会に提案され可決された4億5000万円の、図書館・歴史資料館の改修に伴うものであります。

業務委託等の執行に際して、そのうち佐賀地裁に裁判中でもあります。

今市民から求められている市議会としての権能を発揮するため、調査特別委員会の設置はこの市民の要望、付託に応えるものと考えます。

以上、提案理由を申し述べ、決議案調査特別委員会のご賛同いただきますよう、可決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます、提案理由にかえさせていただきます。

以上です。

議長／提出者に対する質疑を開始します。

10番 上田議員

上田議員／提出者の説明で読み上げられたときには、全くなかったはずですか(?)。

一般質問等ということでおっしゃいました、係争中であるため改修ができないということでしたが、これは100条委員会等を設置しても、司法権の独立を侵害することにつながるんじゃないかという懸念もあるわけですし、それと何よりも聞きたいのは表題から全ての、先ほど朗読をされました項目全部にですね、業務委託等と書いてあるんです。

この業務委託等というのは、業務委託以外にもあるということなんですか。
何を指すのかがそこがわからないので、できればそちらをお示しいただければと思います。

議長／23 番 江原議員

江原議員／上田議員の質問にお答えします。

100 条の必要性を言われましたけど、この間 2 年半たってこうしたことが明らかになってまいりました。

そのため一般質問等で質疑をいたしましたけれども、何ら答弁はされませんでした。

その点考えますとまさにこの調査、市議会としての権能を発揮することは求められているのではないかと考え提案を理由を申し上げました。

業務委託等についての問題については、当時先ほど申しましたように平成 24 年 9 月議会補正予算で市費として経費された改修費に 4 億 5000 万円の改修費が計上され、施行されてきました。

そのうち裁判に提訴されている訴状には、その中の 1 億 8000 万円に関わる業務委託等が係争中であります。

しかし私はこの業務委託等に関することは、今提案で申しましたように図書館・歴史資料館改修費の 4 億 5000 万そのものであり、業務委託も含めた中身でございます。

ご理解のほどよろしく申し上げます。

議長／10 番 上田議員

上田議員／係争中であるために答弁がでてこなかったっていうのは、議会で一般質問のこととなんら、かわりはないんじゃないかなと私は思います。

4 億 5000 万の業務委託等とおっしゃいましたがこれも業務委託なんですね、だと思うんですけど、その等、これの等は必要なのかどうなのかが、今の説明で見えなかったんですが、改めて。

議長／23 番 江原議員

江原議員／上田議員申されてるように、先ほど申しましたように 4 億 5000 万円が市費として計上されて改修が伴われました。

その中で提訴中に該当する部分、訴状にあるのは約 1 億 8000 万円に関わることであります。

しかし市議会として今求められているのは、改修に伴う予算計上 4 億 5000 万円にかかわるも

のではないかと。

そういうことも踏まえて、業務委託等に関する4億5000万円、そのもの事態を調査特別委員会で改修に伴う約1億3000万円をのぼる建設費、改修費に関してその他あわせて、4億5000万円の調査も含めて、業務委託等とあわせて調査するべきだと、そういうふうに考えて業務委託等に計上を、文言を挿入をしている理由であります。

以上です。

議長／18番 山口昌宏議員

山口昌宏議員／今ですね、江原議員がおっしゃいましたが、武雄市図書館・歴史資料館改修に伴う業務委託等に関する調査特別委員会の設置を求める決議案となっておりますよね。

じゃあ、4億5000万という数字はどこからでてくるのか。

これは改修費を含めてですよ、4億5000万というのは。

あなたのここに等という書き方をした決議案を出したということは、まったく関係のない部分まであなたは出しているということです。

あとで具体討論でいきたいと思えますけれども、こういうふうな全く関係ないような決議案として出されていますけれども、果たしてそれが100条委員会を設置するに値するのかどうかというところも含めてお答えを願いたい。

議長／23番 江原議員

江原議員／私の提案理由について質問されたわけでございますけれども、表題にありますように、武雄市図書館、歴史資料館の改修であります。

ここ4億5000万円の市費を投じて改修されました。

特に提案理由の2点目に申し上げました、いわゆるホームページ等で関係者の表明がされております。

それは業務委託に関わることが述べられております。

しかし、全体4億5000万という改修費、そのものがどうだったのか。

あわせて改修を表題にありますように、図書館・歴史資料館の改修に伴う業務委託等とは、まさに1億8000万円だけでなく、建設費等含めた4億5000万円に関する調査特別委員会の設置でございます。

ご理解のほど、よろしく申し上げます。

議長／18番 山口昌宏議員

山口昌宏議員／で、あるならばですよ、改修に伴うはいらんとやないですか。

業務委託料に関してあなたは出したんですよ。

改修費の分については別立ての予算としてこれ出ているわけでしょ。

あなたの今言っていることは、要するに業務委託等に関する調査特別委員会の設置を求める決議案ということでしょ。

予算議案の中でも見てもらってわかるように別立てになっているんですよ。

その辺のところ、ちゃんと説明していただかないと、皆さん方わかりにくいかと思えますけれども。

議長／23 番 江原議員

江原議員／再度申し上げますけれどもこの表題にありますように、武雄市図書館・歴史資料館の改修に伴う 4 億 5000 万円であります。

そのうち業務委託等とはまさに先ほど提案理由 2 に申しあげましたように、関係者の見解が述べられております。

そのことを鑑みて改修に伴う業務委託だけではなく、業務委託等と述べているのは、まさにそのことを指しているわけでありまして改修に伴うものであります。

ご理解をいただき、この付託に答える 4 億 5000 万円の改修費に伴う、そして業務委託に関する市民の疑問に答える調査特別委員会を設置することが、今近々に求められている課題ではないか。

そのため決議案を提案をさせていただいております。

以上です。

議長／18 番 山口昌宏議員

山口昌宏議員／決議案の文書を書き直して提出し直してくださいよ。

そうじゃないとこれはちょっとおかしいんじゃないですか。

あなたがいろいろ言う必要ないですよ、横から。

議長／静かに、静かに。

山口昌宏議員／だからそういうことであれば、あなたはこの文案をちゃんと書き直して、提出をし直してくださいよ。

じゃないと、皆さん方誤解を招きやすい。
その点についていかがですか。

議長／23 番 江原議員

江原議員／山口昌宏議員から私の提案理由の中身が問題だと申されていますが、私はこの提案、決議案の表題と中身については間違っていない、提案理由申し述べましたように、そのとおりでございますのでご理解いただきたいと。

議長／10 番 上田議員

上田議員／3 回目ですので、最後になると思います。
さっきも山口議員と一緒になんですけど、改修に伴う業務委託等というところですね。
改修に伴う業務委託等となれば、改修に伴う業務委託以外に何かあると、というに見てしまうんです。
だけんが、この等が何なのかといところずっと聞きようなんですけど、どがんたいのがあるのか。

議長／静かに。

上田議員／でも説明を聞く限り(?)、等はなかとですよ。
私には、伝わっとらんとですよ。
そこをもう1回説明を、最後お願いできますでしょうか。

議長／23 番 江原議員

江原議員／上田議員の質問でございますけれど、先ほども申し上げましたように、業務委託等をくみ(?)しているのは、いわゆる明らかに1億8000万円、一般質問等で答弁されませんでした。

だから、だからこそ、全体の改修に伴う総額4億5000万円、これが必要なわけです。
それは4億5000万円の全体に関わることの中で、業務等に関わるものが明らかに調べなければならないことが、表面に私たちの知るところでなったわけでありまして。
だからこそ今、市議会の役割、権能を発揮して、そのための調査を行う。
これが当然必要ではないでしょうか。

だから、決議案として提案をさせていただいております。

改修、業務委託等とは、まさに4億5000万円の改修とあわせてより強調したことでありまして、ご理解のほどいただきたいと思っております。

以上、よろしく申し上げます。

議長／質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

>異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、本案は所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

本案に対する討論を開始いたします。

19番 川原議員

川原議員／皆さん、おはようございます。

決議第1号の武雄市図書館・歴史資料館の改修に伴う業務委託等に関する調査特別委員会の設置を求める決議案に対し、反対の立場で討論を行います。

先ほどの趣旨説明の中で、いろいろ質疑が出ておりましたが、なかなかわからない部分が多いわけですね。

私が思うには、この決議案は武雄市図書館・歴史資料館の改修に伴う業務委託等でございますので業務委託の経緯と申しますか、若干私が知っている範囲ですが、これは武雄市の図書館・歴史資料館にもっと多くの市民の方が来ていただきたいと、そしてもっと活用していただきたい、そういった思いの中、前市長の樋渡啓祐氏は東京の代官山にあります蔦屋書店、これを見て本当にすばらしいなど。

そういった思いの中で、ぜひこんな素晴らしいイメージを持った本屋、これを何とか武雄市の図書館に、歴史資料館に持ってくるのができないか、そのように考えられたんじゃないかと思っております。

そしてそのノウハウを持っている、つまりCCC、カルチュア・コンビニエンス・クラブの増田社長に直接直談判をされたと聞いております。

そして全国的に注目を浴びる武雄市図書館・歴史資料館がリニューアルオープンできたと、そのように私は思っております。

図書館をリニューアルするといっても市民の利便性を考えますと、長い間休館、閉館するわけにもいきませんし、そのノウハウを持っているCCCに新しい図書館の空間創出業務を委託するのがベストと思われたのではないかと思います。

時間的な余裕がなく、また膨大な作業をする中で多少の手続き上の不備があったとしても、このリニューアルオープン1年目の2013年には来館者が92万人、そして2年目も80万人と、そのような来館者がありまして、多くの方にご利用いただいている実績があるわけです。

今、武雄市議会に求められているものは業務委託等の不備のあら探しをして、それを政争の具とするものではなく、市民の暮らしを守るためにこそ汗をかくべきだと、そのように考えております。

今回の採決にあたって、議員諸氏の良識ある冷静な判断を呼びかけて、反対の討論といたします。

議長／8番 石丸議員

石丸議員／私は、決議第1号 武雄市図書館・歴史資料館の改修に関する調査特別委員会の設置を求める決議案に対して、賛成の立場で討論をいたします。

先ほど川原議員がおっしゃったように全国的に注目される図書館でございますが、その観光施設として、またいろんな面で注目を浴びておりますが、今回議会一般質問において、図書館問題に対して私も含め数名の質問がされたわけでございます。

教育委員会の答弁としてはですね、訴訟中として答えられなかったことが、質問が終わったあとで教育委員会の説明として報道資料を送付され、その翌日に新聞の報道となったわけです。

この新聞の報道を見てですね、皆さんがこれはどうなったのかという質問がありました。

でも私はその内容を見てですね、なかなか理解ができませんでしたので説明ができませんでした。

今回この議会ですね、教育委員会から改めて説明があるとおもっておりましたが、なされておられません。

また、この選書の問題。

いわゆるCCCのノウハウというのが問題されておることなんですね。

来月1日オープン予定の海老名市図書館でも書籍の選書問題で、同じようなことが市議会でも指摘されております。

市民の皆さんの不信を抱かせないためにも、市議会として特別委員会を設置して真実を精査すべきと私は思います。

以上の理由で、決議案に対する私の賛成討論といたします。

どうぞよろしくお願ひいたします。

以上です。

議長／18番 山口昌宏議員

山口昌宏議員／おはようございます。

きょう朝、松尾初秋議員が、おい、みたや？なんば？すごい議会。

一般質問じゃなかですよ、きょうは。

すごい議会ということで佐賀新聞から出ている。

それ何と書いてあるか、1行だけ。

武雄市議会の情報提供がすごい、が見出しでずっと書いている。

そういう中で、今回のこの議案について反対の立場から討論を、すごい議会の中でやってみ
たいと思います。

3点。

まず1点目、決議案の内容を見たときに業務委託料等、先ほどから上田議員も言われており
ます。

業務委託料等、等ということはじゃああとに何かがあるのか、何にもない、何にもないのに
等というのはおかしい。

ということはですね、今現在係争中でもありこの文案そのものが認めがたい。

これがまず1点。

2点目、これは議会で可決成立した議案であります。

その議案、議会で可決成立ということは、議会の皆さん方を含めて、すべての議員の皆さん
方を含めて議会の総意であり、そして議会の総意ということは市民の総意であると。

これはちゃんと法的に決められております。

ましてや、今回の案件についてはもうすでに決算委員会でも承認をされている案件でありま
す。

3点目、委託料はその範囲で業務の委託であって、業務を委託された場合にはその中で業務
をすると。

じゃあ体育協会がそのほかのことをするのを、その業務の中でするのがおかしいか。

それはあり得ない。

そういうことの中で今回の案件については、何ら私に言わせれば協議をするに値しないと、
そういうふうなことを含めて反対討論とさせていただきます。

議員の各位のご賛同、よろしくお願ひします。

議長／討論ございませんか。

討論をとどめます。

／反対討論。

議長／討論をとどめました。

今度は賛成に。

24 番 谷口議員

ちょっと適切ではないですよ。

谷口議員／私は、100 条の委員会設置に賛成の立場で討論いたします。

いろいろ反対の意見等も出ておりましたけども、私はここに委員会を設置することについて建設費等と表現をしたと、委託費等という表現が説明の中ありましたが、それに対していろいろ意見が出ましたけども、現実問題として図書購入費として計上したものを、等と書いてあったからといって建設費の一部に充てたということですね。

議会で予算議決した内容と違うような措置が行ってるケースが出てきているわけですよ。それはもう皆さんご存じのとおりです。

そういうふうな予算の使い方じゃなくて、図書の内容を充実するために予算組んでいるのを議会が内容充実するために、ただ等の中の等の考え方が違うわけ。

その等というのは、ほかの電車賃(?)に使っていくという等じゃないんです。

本を購入し図書館で運営するために必要なものは何かっていうですね、この***という本が何月何日に、いわゆる図書の分類状は何にあたるかということですよ、分類して***とき、本に貼ってあるじゃないですか、あの本の貼る費用が 200 円かかるとです、1 冊に。皆さんご存じだと思いますよ、図書読んでも方は。

そういう費用が入ってるから図書購入費等になってるわけです。

それをですね、図書購入を少なくしたから、安くできたからそれを建設に充てるというのはね、常識から考えてもおかしいわけです。

議会ではそういうことは通りません。

そういうふうな問題があるから、等のいうことにいうってことに(?)、いろいろ反対の意見を言っていますけど、とても私は理解できません。

ただ、そのことは別に討論の反論ではございませんから、私は申し上げたいのはですね、いずれにしても、こういう問題の中で実は…。

議長／静かに、質問続けて、答弁を。

答弁じゃなかったね、討論。

谷口議員／やじはやめなさい。

この問題の中で非常に大事なことが2つあります。

まず第一は、先ほど申し上げたのもそうですけども、実際ほんとにですよ、図書の購入についてもですね、実は私はここに持ってきておりますのは、購入する前に廃本した本の名前で

す。

これは住民監査請求で出されたものです。

何千冊という本が処分されています。

この中で購入しなきゃいかんような内容の同じようなものがいくつも入っているわけです。そういうふうなことがあっても内容充実をして、図書を充実した上でね、市民あるいは利用者の方々に本当に素晴らしい図書館であったとすることについては、私たち何も異議はないから私たちも図書館のことについては協力をしてきてるわけです。

ですけども、そういうことをする、何かすり替えたような形でですよ、不正とまでは言いません。

しかし、もう少しやっぱり図書の購入費なら購入費で、しかも購入した場所、それから購入した場所と同じ系列のところが購入されていることも、これはちょっと疑問にいかがという気がします。

しかし、本であればどこで買ったことは別としてですね、もっと正確な形でそういう買い方をしてほしいということです。

それから、そういうふうなものについて、どういうふうなことを考えていますかという、例えばですよ…。

聞いてからいいなさい。

そういうふうなことで、大事なことなんですよ。

図書の購入でもですよ、私たちも本に携わったことがありますのでよくわかりますけども。いわゆる図書の日販とか、そういうふうな図書の関係のところから経由するもの、同じ系列の相手するものとすればね(?)、本でもそのことが明らかになってから、このCCCといいますか、図書館の関係が新しい本をいくつか寄付するということもあります。

それはちょっとおかしい感じなんです。

それよりも、いわゆる適切ではない本、あるいはいかがと思われる本がもしあったとすれば、それを寄附するのではなく、返還した上で新しく本を購入したらいいわけですよ。

何か一部(?)のような問題を、だからそういうことをきちんと調査するためには議会での一般質問の形ではなくて、いわゆる100条調査委員会、これは本当ですよ、今の教育長とか、あるいは***市長だけではなくて、いわゆる今の図書館の建設に関わった前の市長も召喚

して***この特別委員会しかできないわけです。

そういうことも含めて、本当に市民が納得できるような行動(?)をしてほしいと、そのためには特別委員会を設置しないかんとすることを思います。

私がもう一つ申し上げたいのはですね…。

わかってないでしょ。

議長／議員、この決議案の採択についての討論です。

中身をこう説明されているような感じですので、議決のこの採決…

谷口議員／とにかくこのことについてはですね、大事なのですよ、私の乏しい法律知識ではいけませんけども、何となくですね、いわゆる何かがあれば共同提案(?)とかそういう声が使われますね。

この件は、購入にあたる問題等についてもですね、何となく教育委員会…。

そんな関係あるかい、100条で取り上げられる問題言ってるわけです。

何かね、不真正連帯責任を問われるような問題があるんじゃないだろうか…。

議長／谷口議員、議案の採択によって討論を採択しております(?)。

決議案の…。

谷口議員／そういうものは100条でしかできんわけです。

議長／可決していただくようなですね。

谷口議員／一応ですね、こういう問題非常に大事な問題で、それに伴うものについては市民が、そして多くの方々がどうなんだろうかと。

そういうことを思う、本当に関心を持って注目しております。

本当にこの議会はきょうで定例会は終わりますから、定例会は。

だから、特別委員会は100条委員会をつくってですね、そして十分に論議をするということが大事だということで、あえてこの設置の提案として賛成をいたします。

議長／ちょっと待って。

21番 松尾初秋議員

松尾初秋議員／反対討論を簡潔にします。

反対の理由でございますけれども、最初ですよ、週刊誌とか何かで疑惑が出たと。
それにCCCさんがちゃんと否定したりですよ、答えなかったりしたら100条委員会を開かんばいかんかもわかりませんが、ちゃんと答えてますよね。
だから何ら100条委員会を開く理由もないし、利益もないと思います。
以上で、私の反対討論とします。
以上です。

議長／討論をとどめます。
本案は起立により採決を行います。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

>起立少数

起立少数であります。
よって、本案は否決されました。

20番 牟田議員

牟田議員／すみません、進行に対して。
議会の進行についてひと言お伺いします。
先ほど議長は討論をとどめたといわれました。
とどめたあとにまた許可されたことは、例えばこれは討論だからいいですけど採決、その他の部分でも認めなきゃ、あのとき認めたじゃないかと言われるんです。
ここできちんととどめたら、それはないということ宣言していただきたい。
そうしないと、この後のあのときはこうやったけどと、前例になるのでぜひお願いしたいと思います。

議長／ただいまも議事進行については、以前もこういう同様の件がありました。
そのときも討論をとどめてからされた方もいらっしゃいますけど、そのときも議長評決をしたらそこで終わりだということになっておりますので、これはただいまの議事進行の指摘を受けたことを十分に尊重させていただいて、評決した後には受け付けないということさせていただきたいと思います。

21番 松尾初秋議員

松尾初秋議員／議事進行しますが、結局は議長が私早ようから、討論、討論と手を挙げとっ

た。

それをあなたが勝手に早よう討論とどめたわけでしょ。

議長のせいでしょ。

私たちのせいということでは困ります。

そこも考えてくださいよ。

あわせて言うてください。

議長／今は手を挙げたけど、私が気づかなかったということです。

そこら辺も私も十分注意して隣には事務局もいますので、そこら辺は対応させていただきます。

日程第 21 閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第 111 条の規定に基づき、お手元に配付のとおり各常任委員長及び議会運営委員長から、それぞれ閉会中の継続調査の申出書が議長あてに提出されております。

お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から申し出の件を、それぞれ閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

> 異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出の調査中の事件については、申出書のとおり閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で本日の日程並びに本会期の全日程を終了いたします。

これをもちまして平成 27 年 9 月、武雄市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。